

## ◆第18期 第3回立川市図書館協議会会議録◆

日 時	平成25年1月18日（金） 午後3時00分から午後4時40分まで
場 所	立川市女性総合センター・AIM 5階第三学習室
出席者	對馬 <sup>つしま</sup> 委員、岡野委員、上田委員、奥野委員、山田委員、 齊藤委員（副会長）、加藤委員（会長）
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	なし

<副会長>

会としては、出席者7名ということで成立をしております。それではさっそく議事に入りますが、次第に沿って会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

### 1. 会長挨拶

<会長>

今年初めての協議会になります。本年もよろしくお願いいたします。

私もこういう役割をいただいておりますと、新聞などで図書館のことが載ると非常に興味を持って、切り抜きなどを行っています。最近では、東京新聞で『変わる知の拠点 図書館は今』ということで5回連載があったんですね。この第1回目の冒頭を読みますと、「人類の知的遺産である本を膨大に所有し、知の拠点として存在してきている図書館は、その役割がいま揺らいでいる。現代の図書館はどう変わってきているのか」ということで、ぜひ関心のある方は読まれてはどうかと思いました。

第1回目のテーマは「孤読<sup>こどく</sup>から共読<sup>きやうどく</sup>へ」、第2回目が「電子図書館の可能性」ということでした。実は私、昨年10月ごろから本の執筆をやっておりまして、いろいろ行政資料を探したりもしますが、いまはインターネットを使いますと過去5～6年くらいの行政資料が簡単に手に入るんですね。自宅にしながらインターネットを使って調べることができてしまう。そういったわけで、電子図書館の可能性というところも非常に興味を持っている項目です。

第3回目は「新刊をどう選ぶか」という図書館選定の問題が載っておりました。それから第4回目は、今回の大震災で東北のほうも震災や原発に関する資料を集中的に収集していると、こんなことの紹介です。最後に、最近話題になっておりますけれども佐賀県の武雄市<sup>たけお</sup>、図書館を利用している人は市民のほんのわずかしかないんじゃないか、来ない人に向けてどう図書館を運営していくか、というこ

とで提示されていて、それぞれ大変参考になると思っております。

これからは図書館も“知の拠点”として大きな役割を果たして行きます。私どもの図書館協議会委員の任期も26年6月までということで、次の図書館基本計画の策定にも関わりを持ってくるとはではないかという点があります。今日は施設見学ということで大変参考になりましたので、立川市の知の拠点としての図書館づくりに向かって、皆さんで知恵を出し合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

<副会長>

ありがとうございました。それでは、報告事項に入らせていただきます。

## 2 報告事項

### 【1】12月議会報告

<副会長>

12月議会報告を、館長の方からお願いいたします。

<図書館長>

それでは報告させていただきます。

12月議会の日程は、11月30日の金曜日から12月20日の木曜日までの21日間で開催されました。一般質問は11月30日と、12月4日から6日という4日間で行われました。全体で24名の議員からご質問がございましたが、このうち教育部関係は14名、図書館関係はうち3名の方からいただいております。

まず、「生涯学習とサブカルチャーの振興を」ということで、立川文学賞の成果について「大変良い取り組みでぜひ継続してもらいたいが、市内での知名度がさほど高くない。知名度向上・普及啓発といったことを取り組んでももらいたいが、どのように考えているか」との質問がございまして、教育長が回答いたしました。

立川文学賞についてはご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、市民を中心に有志が集って創設した文学賞です。もともと音頭を取っていたのが立川ロータリークラブさんです。立川発の文学というものを目指していきたい、ということで、平成24年で第3回を数えております。過去は海外からも、また幅広い年代から応募がありまして、実際には全国的な広がりになっているという状況です。第2回からは市長特別賞というものも創設して、立川市も積極的にバックアップしている状況です。

これにつきましては中央図書館で昨年6月、「これが立川文学賞」と題しまして、作品の原稿ですとか、授賞式――第2回から市役所の本庁舎で行われるようになり

ましたけれども、その風景を紹介したりといった企画展示を行いまして、知名度の向上に取り組んでおりますとの説明をいたしました。教育委員会としては今後とも文学的な風土の定着を目指して引き続き支援してまいります、との回答でございました。

二つ目は公共施設の適正配置ということで、図書館の空白地域や重複地域について今後はどのように考えていくのかという質問でした。これについては、公共施設全体の取り組みということで総合政策部長のほうで回答をしております。その中で、教育長も合わせて回答してございまして、図書館については公共施設全体の中で総合的にあり方を検討していくということでございました。

三つ目は民間活力や市民力の活用ということで、保育園や児童館の民営化・指定管理と合わせまして、地区図書館の指定管理についてのこれまでの評価はどのように評価していくのかという質問がありまして、教育長のほうから回答をしております。図書館について、試行導入の2館についての実績、開館日・開館時間を拡大したこと、それによって貸出冊数・利用者数が伸びていること、それから利用者満足度も非常に良好なものであったということで高く評価している、と回答しております。あとは運営体制についても、経験豊富なスタッフがそろっていて研修制度も充実していると説明しております。

その他には、今回は教育長が新任ということで、教育部関係の質問が図書館以外でも多くありました。教育長としての心構え・心意気ですとか、面白いところでは「教育長が子どものころ印象に残った先生はどんな先生だったか」等、まったく意表を突く質問も出てございまして、教育長が大活躍というような状況でございました。その中ではやはり、教育長は連携というものを前面に打ち出しておりまして、教育だけではなく市長部局ですとか、あるいは関係機関・関係団体との連携、そういった連携をしながら進めていきたい、といったところを強調しておりました。

本会議の議案審議については12月7日の金曜日に行われました。図書館関係の議案は2件出ております。1件目は議案第96号「立川市幸図書館ほか4施設の指定管理者の指定について」、もうひとつが議案第119号「立川市図書館条例の一部を改正する条例」ということですが、これにつきましては、指定管理者の指定にかかるものと、それに伴う条例の改正ということでしたので、一括で説明しております。

図書館については、指定管理者の指定手続きに従い選定した候補者につきまして議会の議決をお願いする、ということでした。西砂図書館・高松図書館・若葉図書館に新たに指定管理者を導入することと、幸と錦の各図書館を更新という形で引き続き指定管理者制度を行っていくということで、その指定管理者に株式会社図書館流通センターを指定するというになっています。指定期間は5館すべて、平成30年3月31日まででございます。候補者の選定はプロポーザル方式でお

こない、公の施設指定管理者候補者選定審査会の意見を聞いて選定をしたということでございます。

これに合わせまして、新たに指定管理者制度を導入いたします西砂・高松・若葉の各図書館について、休館日・開館時間を変更することにかかる条例改正について説明いたしました。添付資料としてお手元に「立川市図書館指定管理者候補者の選定について 答申」というものをお配りしておりますが、こちらの答申も合わせて説明させていただきます。

1ページ目の選定結果のところでございますけれども、こちらの5館につきまして株式会社図書館流通センターを候補者として指定するというので、採点結果も示しております。2ページ目の選定理由のところですが、応募のあった団体は1者でございます、この1者につきましてふさわしいかどうかの審査となりました。選定審査は全部で3回行われまして、経過につきましては3ページ目に記してございます。いくつか質問が出てございますが、一次審査及び二次審査をおこないまして、最後に一次審査・二次審査の結果を踏まえまして総合的な視点から協議を行いまして、1ページ目のような選定結果になったということでございます。

こちらの議案と答申を合わせまして質疑をおこないましたが、1名の方から大きく5点の質問が出ております。

まず、現行業者しか応募がなかったことの見解についての質問ですが、これはいろいろと事情がありましたけれども、周辺の自治体で募集時期がちょうど重なってしまったという部分で、各業者なかなか人の確保が難しくなったという答弁でございました。

二つ目、直営時との人件費比較率は現行2館程度確保されるかということ、要は指定管理になったからといって人件費を思いっきり削ることはないでしょうねという内容でございましたが、これについては同等程度で推移すると答弁しております。

三つ目、人件費の一定程度の確保を募集要領に盛り込むのはどうかということですが、これは仕様書ですとか民間給与水準というので一定水準で設けてありますので募集要領では特に取り入れませんということです。

四つ目、質の良い人を確保するために認定司書の検討はどうかということですが、まだなかなか都内でも人数を数十人という規模で揃えるのが大変ということですので、一般の司書資格を有している者を揃えるのが現実的であろうということ考えであるということ、ただ今後も認定司書の動向にも注意して検討していきたいという答弁をしております。

五つ目、図書館の指定管理については第三者評価を必要としているのかという質問については、部局が総合政策部になりますので総合政策部長から、第三者評価を実施しますという答弁をしております。実際にいま動いております、12月

から1月にかけて第三者評価を実施する連絡を受けております。学識経験者、市民公募も入っており、学校の校長先生にもお願いしているという委員構成になっていると聞いております。なおかつ、評価そのものについて評価制度も含めて評価をしてもらうということのようです。

このような質問をいただきましたが、最終的には文教委員会へ付託という形になりました。文教委員会は12月13日の木曜日に開催されました。議案・陳情・請願の中ではいま申し上げた2件が取り上げられ、2件とも可決となっております。

報告事項については10件あり、そのうち図書館関係は1件です。「立川市幸図書館ほか4施設の指定管理者候補者に係る答申について」ということで、上のふたつの議案と合わせて一括して報告しております。報告内容につきましては、重複になりますので省きますけれども、新たに3館を加えた5館についての導入を図ること、選定については選定審査会で公正な視点から厳正に行われたということ、候補者として図書館流通センターをまず選定し教育委員会としても答申の候補者を選定した、という流れの報告をしております。

これにつきまして、1名の委員の方から9点ほど質問をいただきました。

まず、試行導入時の課題解決に向けて募集時に反映したものはあるかという質問ですが、特に安定的・継続的な運用を重視し、都内での実績がある業者ということ、それから実際に働いている方の実務経験年数について責任者クラスは5年程度・チーフクラスは3年程度ということで設けております。

二つ目は、試行実施中に解決・改善した課題、今後強化すべき課題はあるかということ、特に今回は試行実施中に連絡調整の体制というのが非常に重要だと判断いたしまして、当初は無かった『ゼネラルマネージャー』という、中央図書館と指定管理館、指定管理者の本社といったところを素早く連絡調整・連携するための担当を設けたと答弁いたしました。

三つ目は、参加業者が1者ということ、（図書館の指定管理者を）手掛けている業者の数はどうなのか、ということ、立川市規模の図書館を取り扱える業者は全国規模で5、6者程度と答えております。都内では地元の書店やNPOも取り扱っております、そういった団体を入れると10者程度になるので十分な数になるかと思えます。

四つ目は、先ほど周辺自治体と重複したというお話をしましたが、どこの自治体とどの程度重複したのかという質問がございました。これについては、数か月前くらいに区部で8館の募集があったりですとか、埼玉の自治体でも同等程度の一括募集がありまして、立川よりも数か月早いタイミングでの募集となっておりますと回答してあります。

五つ目は、正社員と契約社員の労働条件の違い、それから昇給制度、これらについて聞かれました。基本的に、図書館で働く社員は契約社員となります。とい

うのは、指定管理期間自体が有期の期間となっておりますので、そこで働く社員はどうしても有期契約の契約社員が主流となってしまいます。ただし、先ほどキーマンとして挙げましたゼネラルマネージャーについては正社員を充てております。それから、昇給につきましても人事考課制度がありまして、それに基づいて高い評価を得た社員は昇給するという制度を採用している業者である、と回答しております。

六つ目は、試行実施中の指定管理館で退職者はいたのかという質問でしたが、責任者クラスで1名、一般職クラスで3名程度の退職者がいまして、理由は通常の人事異動、それからご家庭のご都合です、と答えております。また、途中での人事異動は原則避けておりますが、行う場合は事務引き継ぎを十二分に行うように指示をしている、と答弁しております。

七つ目は、複合施設の大家としての機能を持つ若葉図書館が今回指定管理を導入することで、施設管理上の問題はないかという質問がありました。これにつきましても、個別に細かく委託の仕様を作成しており、それに基づいて施設見学会も実施しました。そこで業者の方々に見ていただき、その際にも質疑応答を受け、特に難しい点はないとの答えをいただいております。

八つ目は、地区図書館の統括館として1館を残すべきではないかという従前からの質問をいただきました。これにつきましては教育長が答弁をしまして、中央図書館を全体の統括として現在は想定していて、地区館を残さないまでもモニタリングを行う方法、あるいは専門家を入れたりする方法など、いろいろ工夫をしてまいりたいと答えております。

九つ目は委員の方からの要望ですが、利用者、教育委員会、それから図書館協議会などいろいろな意見をくみ上げて運営をしていってほしい、という要望が出ております。

その他、所管事項についての質問はございませんでした。以上でございます。  
<副会長>

ありがとうございます。

12月議会の報告がありました。質問あるいはご意見はありますか。一般質問の立川文学賞関係、あるいは本会議の指定管理者に関する事項がありますけれども、いかがでしょうか。

<A委員>

傍聴していて“統括館”という言い方ではなかったようにも思いますが、「地区図書館を1館“統括館”として残しては」という質問があった、というお話でした。この点について、まだ正式な方向性が出ていないのでしょうか。

<図書館長>

そうですね。今のところ、地区館全館へ指定管理者を置くことで進めています。

< A 委員 >

残りの3館については、「これから決定していく予定ではあるが、まだ決まっていけないのでこういう質問が出る」ということですよ。

< 図書館長 >

委員の方から、ですね。はい。

< A 委員 >

私も、指定管理をどうしても入れるのであれば、せめて1館だけでも残して、職員を育てる場として、あるいは声を吸い上げる場として残さないと、モニタリングをしていく人が育たないのでは、と思います。

中央と違いますよね、地区館は。司書の方はよくご存じだと思いますが、中央には中央の役割と特色があって、地区館では地区館の役割と特色があって、そこでなくては分からないことがあると思うんですね。それを全部指定管理にしまうと、現場をよく知らない職員ばかりになってしまうと思いますので、最低限ひとつの館だけでも直営館としてぜひ残していただければと思います。

< 副会長 >

よろしいでしょうか。館長の方から、何かありますか？

< 図書館長 >

確定かどうかというようなお話がありましたけれども、組合に対しても、残り3館については27年度の4月を目途に、組合との協議をして進めるということになっています。

< 副会長 >

組合との協議の中で決まるんですかね。それは何か、変ですよ。

< A 委員 >

市民のほうを向いていないんですかね。

< 図書館長 >

そういうわけではありません。組合との協議の場も必ず（設ける）、ということです。

< 副会長 >

いまの話の関連でいうと、やはり指定管理の場合にはブラックボックス化というのが、どうしても起きてきます。地区館を評価していく、あるいは地区館に対して政策を提言していくことが難しくなるだろうと思います。

やはり現場にいない人が判断するというのは、なかなか難しいですね。それは他の指定管理者をやっているところでも出てきていて、指定管理に聞いても分からないので他の自治体に聞くということも起きています。ひとつの方法として地区館総括館を置くというのはいり得る話かな、という気がしなくはないですね。これは私の意見です。

あと、質問が一点なんですけど、第三者評価をするというようなことですが、これは指定管理者に対する第三者評価をする、ということでしょうか。

<図書館長>

指定管理者制度の評価というのが内部評価で、市長部局で一括して行っているんですけども、これに第三者の視点を加えるというものです。

<副会長>

それでは、図書館の指定管理に対する評価ではなくて、全体の指定管理者制度に対する第三者評価の委員会を作る、ということですね。

あの、いま図書館などでやろうとしている評価とは、別の話でしょうか。

<図書館長>

これは、どちらかというと図書館の事業そのものの細かい評価というよりは、「内部で指定管理者制度の評価を行っているが、これについて第三の視点から別個の評価をしていく」というものです。そういった面での第三者評価です。

<副会長>

分かりました。

他に何か、質問はないでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら12月議会の件は、これで終了させていただきます。

## **【2】 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正について**

<副会長>

次に、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正についてということで、これも館長の方からご説明いただけますか。

<図書館長>

はい。これは大幅に変わったというわけではございませんけれども、前回図書館協議会の中で「図書館の事業についても進捗管理を含め評価をしていってはどうか」というご意見をいただいて、その方向で調整しているというところです。それにかなり合った形で望ましい基準が出てございますので、紹介ということも含めまして資料をご用意しました。

一枚もので表側が「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正について」ということで昨年の12月に、これは東京都を通して文部科学省から通知が来たもので、一枚で主な改正点をまとめたものでございます。主な改正内容についてざっとご説明しますと、大きく図書館協議会に関連する部分は「図書館法の改正を踏まえた規定の整備」というところで、その二番目の項目になりますが、「運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供」でございます。これ

は裏面をご参照いただければと思います。そこの部分だけを抜粋してまいりました。

これは、右側が改正前、左側が改正後ということになります。改正後のほうを見ますと、改正前は「図書館協議会に協力を得つつ」等と記述がおぼろげでありましたが、改正後ですとかなり明確に表示されてございます。まず（二）の①です、今まで「公立図書館」となっていた表現が「市町村立図書館」になっておりますのと、「各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、目標及び事業計画の達成状況等に関し、自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない」と――まあ、『望ましい基準』ですので『望ましい』という表現でございますが、進捗状況をきちんと内部で評価するように、という文言になっております。

次に②ですが、「市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか」、つまり我々の内部での評価の他にですね、「当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会の活用その他の方法により」、それ以下をご覧くださいと分かるように図書館協議会の構成になるわけですが、「学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者」、これは市民公募の皆さま方を含めてという形ですが、「……による評価を行うよう努めるものとする」ということで、かなり具体的に、図書館協議会で内部評価の他にさらに第三者の視点で評価をする、というふうに謳われてございますので、今後の図書館協議会の流れに沿った形の基準ということになっている、というふうに私どもも見てございます。

その下の③につきましては結果に基づいて運営改善に努めること、④につきましてはその結果を積極的に公表するというところで、これは今までも言われていたんですが、具体的に「インターネットその他の高度情報通信ネットワークをはじめとした多様な媒体を活用することにより、積極的に公表するよう努めなければならない」ということです。これにつきましても、この協議会の中でお話いただければと思います。できればですね、こういった形かというのはまた協議のうねでと思っておりますが、この図書館協議会での協議結果につきましても、何らかの形で公表というのにも検討していく必要があるかと思っております。

今のところが図書館協議会に大きく関する部分でございます。その他、大きく「2.」「3.」「4.」と示してございますけれども、「2.」については図書館が地域の情報拠点としての役割、それから教育長も言うておりましたが各種団体との連携・協力、レファレンスサービスの充実、こういったところが強調されております。「3.」につきましては、運営環境の変化に対応するための規定と書いてございますが、要は管理を他者に行わせる場合、民営化ですとか指定管理ですとか、直営でなく行われる場合についても緊密な連携により継続的・安定的な実施等を

確保するよう、と明記されております。

その中に、「館長には図書館の運営及び行政に必要な知識・経験と司書資格を有する者を置く」と書いてございます。私は司書資格を持っておりませんので、望ましくない基準になっている状況ではございますけれども、一応そういったものも含めましてですね、この運営環境というものは民営化を含めいろいろと変化してきておりますので、こういった規定をかなり細かく書いているという状況でございます。

説明は以上でございます。

<副会長>

ありがとうございました。

12月19日に告示されております。これは図書館法の中で「望ましい基準を出す」という文言があったんですけれども、制定された1950年からずっとこの基準が無かったんですね。それが平成13年に一度出まして、今回平成24年に改正されたものです。

それほど大きな違いはないのかなと思いますが、いま館長のお話にあったように市立図書館の評価についての話が出てきているのと、『これからの図書館像』が2006年に出ておりますけれども、それを受けた中身になっています。

これに関して、何かご質問・ご意見はありますでしょうか。

<A委員>

『望ましい基準』が図書館法に基づいて定められたもの、ということですが、拘束力はあるんでしょうか。ここには「努めなければならない」という努力目標のようなことが書いてありますけれども、やらなければならない・守らなければならない、強制的なものでしょうか。

<図書館長>

これに従っていないからといって、指導を受けるですとか、罰則規定のようなものは特にございません。

<A委員>

努力目標、ということですかね。

<副会長>

そうですね。ただ、この『望ましい基準』の中では出てきていませんけれども、基準になる目標値というのが、これを作る段階での委員会の中で議論がされています。

これは私の見解なんですけれども、文科省としては「この人口レベルのところではこれだけの図書館が必要だ」とかいう数値が規制になる可能性があるのだぶん出せないのではないかと、思います。『望ましい基準』の中では出ていないんですけれども、検討委員会の中では例えば「人口がこのくらいだったら、どのく

らの規模の図書館が必要で、どのくらいの蔵書が必要か」というようなものを一定程度出しています。ですので、それを見ながら「今度新しく建てる図書館は、自治体がこの規模であればこの規模の図書館・この規模の蔵書構成が必要なんです」というようなことで使えるし、文科省の『望ましい基準』の中ではこうなっています、というのが言えるだろうというふうに思いますね。

ですから、協議会としても『望ましい基準』の中ではこういうことが言われていますので、これに沿った形で図書館の充実を図ってください」というのがあり得る話かな、というふうに思います。

<会長>

国のレベルですと、国会の議決を経て成立する法律、それから内閣が定める政令、それから文部科学省大臣が制定する省令、これらを合わせて法令と言っておりますけれども、この法令というのは国民を拘束してしまうわけですね。

その下に告示というのがあって、これはある程度、法的拘束力はありませんよ、けど事実上はこれに<sup>のつと</sup>則ってやってくださいよ、事実上の拘束力があるんだよ、と、こんなような説明になっているんですね。ですので、できる限り告示に沿った形で対応してくれよ、というのが国のほうの考え方、ということなんですよね。いま館長がお話しになったように、告示に違反したからといって罰則だとか強制するような何らかの手段というのは無いわけなんです。

<A委員>

先ほど副会長が「目標数値が検討会で出されていた」とおっしゃいましたが、その数値というのはどんな形で出ているのでしょうか。

<副会長>

別途、報告書という形で出ているものがあります。

<A委員>

蔵書数などは数値として出しやすいと思いますが、どの程度まで数値として出ているのでしょうか。

<副会長>

じっくりと読んではおりませんが、「人口何万だったらどれくらいの規模で蔵書数はどのくらいで」というような表になっているものが作られています。

<A委員>

ただ、数値にしにくいもの、例えばレファレンスサービスのようなものも数値になっていたりするのでしょうか。

<副会長>

それは数値になっていないと思います。レファレンスの件数というのは本当に、取り方・取る館によって違いますので、件数の値というのはまったくあてになりません。

< A委員 >

数値として出ているものはその数値を目指しやすいと思いますけれども、数値として出ていないものはやりにくい部分があるのではないかと思います。

< 副会長 >

そうですね。ですから、何か図書館を建てるですとか、これから用意をするときの基準として数字を使うですとか、そういうメリットはあるかも知れません。

< A委員 >

数値化していないものは、どういうふうな検証をするのでしょうか。

< 副会長 >

それに対して、評価ですとかいろんなものが出てくるんだろうと思います。定性的なものとか定量的なものとか、いろいろな評価のしかたがありますけれども。

< A委員 >

分かりました。

< 副会長 >

他の委員さんも、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次は「その他」になりますが、館長のほうからお願いいたします。

### **【3】 その他**

< 図書館長 >

前回の協議会で「立川市図書館基本計画」について説明いたしまして、何点かご質問をいただきました。その中で回答できなかったものにつきまして、調べた結果を説明させていただきたいと思います。

まずは、ホームページの充実というお話がありまして、他市のホームページにもいろいろ良いところがあるということでしたので、調べてまいりました。こちらにつきましては、お手元の資料にしたがいまして、管理係長のほうから説明をさせていただきます。

< 管理係長 >

では、配布いたしました資料に基づきまして簡単にご説明いたします。前回ホームページについて何点かご指摘をいただきましたので、立川市も含めまして、何点か他市の事例を集めてみました。カラーではないので見づらい部分もあるかと思いますが、まず1ページ目、立川市の現在の図書館ホームページになります。

前回の協議会の中で、「かなり見にくい」というようなご指摘をいただいたかと記憶しております。裏面が立川市の指定管理者のほうの図書館ページになります。

こちらも、別々になっていて分かりにくいというようなご指摘もいただきまして、今年4月に（指定管理者の）拡充を図るといふこともありますので、市と指定管理者のほうで少しすり合わせといたしますか、より分かりやすいホームページの作成ということで調整が必要かなと思います。

それから他市の事例としまして、狛江市の図書館ということで、確か副会長のほうから「面白い」といふようなご意見をいただいておりますけれども、こちらには何か機能的なものがあるということでしょうか。

<副会長>

イラストもきれいだと思いましたが、それぞれの窓も大きくて分かりやすいと思います。小さな図書館で職員もそんなにいないんですけれども、頑張っているなと思ひまして、気になっているところでした。

<管理係長>

私もかなり見やすいと思ひましたので、レイアウト変更等にはこういったところを参考にしながら検討していく必要があるのかな、と思ひております。

裏面は成田市の図書館ですが、こちらは『カーリル』というサービスを活用しているところになります。全国の図書館の貸出状況などを検索できるサービスということで、これを活用している図書館でもあります。立川市としましても、ある程度は導入に向けた検討が必要なのかなと思います。ただ少し、契約方法ですとか課題もあるのかなと考へておりますし、こういったものを活用しなくとも図書館独自で何かしらおすすめ本の提供等も場合によっては可能ではないか、と考へております。

それから次のページですね、こちらは千代田区の図書館になります。前回、電子書籍についても検討していく必要があるのではないかといいご指摘をいただきましたけれども、こちらの千代田区では「千代田WEB図書館」ですかね、そういったものを作って電子書籍の提供、そういったサービスもしています。これに関しては次期の基本計画の中にどうやって盛り込んでいくのかという部分がキープポイントになると思ひておりますけれど、先進事例の運営形態や利用状況といった部分の情報収集をしながら、ある程度こういったものを参考にしてサービスの拡充を図っていく必要があるのではないかといいふうに考へております。

それから最後なんですけれども、多治見市ということでこちらでもカーリルですね、こういったサービスを利用して提供しているという事例です。こちらでも導入の経緯ですとかそのあたりを少し研究していく必要があるのかな、というふうに思ひております。

先進事例といいますか、他市のホームページということでサンプルを少しご用意いたしましたので、またご自宅等でホームページをご覧いただきまして、お気づきの点等ございましたらご意見として挙げていただければと思ひます。

簡単ですけれども、説明は以上になります。

<副会長>

ありがとうございました。

いまお話のありましたホームページの関係で、何かご質問ですとかご意見はございますでしょうか。

<B委員>

これで見ると、千代田区が直営じゃないというのは分かりますが、他のところはすべて直営なんですか。

<副会長>

狛江市は、本館は直営ですが、地区図書館は委託です。

<B委員>

私が立川市の図書館で不思議に思ったことのひとつは、立川市に指定管理で入っているにしても外から見れば全部“立川市の図書館”だと思うんですが、チラシなんかでもかなり大きく『TRC』っていうのが入っていますし、ホームページにも入っていますよね。他のところはあまりそういうのが入っていないようなんですけれども。

<図書館長>

立川の図書館についてですが、まず市のホームページがありまして、その中に図書館専用のページがあり、そこから指定管理のページに行けるという構成になっています。他がそういう構成になっているかどうかはまだ調べきってはおりませんが、立川市については児童館ですとか保育園についても、これよりもっとすごい感じですね。業者のページの一部に飛ぶような構成になっておりまして、これは図書館だけではなく市全体として検討しなければならないかも知れません。

<B委員>

いつも何か違和感がありますので、そういうのが必要なのかな、と気にはなります。利用者からすれば、契約で運営していただいているんですけども、最終的には立川市の図書館としてやっていただいているはずなのに、立川を見るとわりとTRCの名前が出るのが、なんとなく違和感があります。本来ならば、運営の形態はともかく、立川市の図書館のページが出てきて、その中で地区館として接続していくのが普通だと思うんですが、明らかに直営のところと指定管理のところでは差があるというのが、いつも気になって仕方がないです。実態はどうあれ、立川市の図書館として一体感を持って働いてもらいたい、というのを普段感じているところです。

<副会長>

自治体の中で企業のPRをするというようなことは、きちんと決めてバナー広告

にする、横浜市さんなどでやっていますけれども、決まりの中でお金を取って「ここに載せてます」というような話になるわけです。ここは指定管理を取っているからTRCが大きく載っておりますけれども、何の断りもないので違和感があるっていう話ではありますよね。

横浜市のバナー広告は、お金を取って市の財政に入っているので載せますよ、という話ですよね。それから、図書館の日付スリップにもブックオフの広告が入っていて、それは市の方針として、財政状況が悪いので今まで業者から購入していたレシートロールをブックオフから入れてもらう、その代わりに広告を出すという基本的な方針が決まっている中で民間の企業のPRがされているんだと思うんですけれども、ここ（立川市）はTRCが（指定管理を）取っているのですからそのまま出てきている、それに対して違和感がある、というのはありますね。

そのあたり、市のほうで何か決めはあるのでしょうか。

<図書館長>

当然、これはバナー広告ではありません。バナー広告の規定からは除外していると思いますけれども……指定管理のほうで、何か情報はありますでしょうか。

<主査（指定管理者等担任）>

前にインターネットで調べた中で、指定管理者制度について投稿するようなサイトがありまして、おそらく指定管理の担当者かなと思うんですけれども、企業名を出すことについてどうなのかという質問がありまして、それに対して、よくご存じと思われる方が回答している文面がありました。正確なところまでは覚えておりませんが、例えばうちでいえば『立川市幸図書館指定管理者 図書館流通センター』というような形であれば特に問題はないだろう、と。理由はちょっと忘れてしまったんですけれども、そういう見解がありました。

うちのほうも指定管理者制度のガイドラインというのを行政経営課で出しておりますけれども、こういう場合の決めですとか基準のようなものはないんですね。本来であれば、図書館に限らずガイドラインの中に「立川市としてはこういう形の使い方であればいいだろう」とか、そういう基準はあった方がいいんだろとは思いますが、そういう基準に基づいて各施設のほうでできれば一番良いと思います。

<副会長>

私自身は、誰がやっているのかっていうのはきちんと出すべきだと思いますので、こういうふうに出してくれるのはいいことだと逆に思うんですけどね。TRCという会社が責任を持ってやっているんだというのは、やはり明示すべきだと思いますので。

<主査>

そういう理由はありました。責任の所在をはっきりさせるということで。

<副会長>

そうだと思います。ただ、それには何か決めがあったり、何かがあってもいいのかなという気がする、ということですね。

<会長>

指定管理者の表示のしかた、ですよ。

<図書館長>

そうですね。その統一性ですとか、主査のほうから話がありましたようにガイドラインですか、そういったものが特段規定できていない状況ですね。

<会長>

私もやはり、指定管理者の公共施設については「こういう指定管理者がやっているんだよ」ということは明確にすべきだと思うんです。ですから、表記のしかたで立川市と指定管理者との関係が若干分かりにくい部分はありますよね。

<図書館長>

せっかくのご意見ですので、市長部局のほうにも、機会があれば……

<副会長>

はい。あと、カーリルというのが出てきました。全国的な横断検索ができるサイトなんですけれども、中津川の方が自前でプログラムを作っていて、非常にメジャーなものです。便利ではありますよね。

昔は「カーリル？」なんて思っていましたけれども、最近はすごいですね。総合展でもブースを構えていました。ぜひ見ていただければ面白いかなと思います。要は、それぞれの図書館のホームページからデータをうまく取ってきて、本が借りられるのか、貸出中なのか、そういうところまで表示させるというものです。

ただ、立川市の図書館のホームページは小さくて見にくいなと思うところがあります。役所の中で統一されたものなんでしょうか。

<図書館長>

はい。特に図書館のトップページというのが全体的に、いかにも行政機関のページという感じになっていますけれども、私も他市の図書館をこうして見ていると文字ですとか大きめに配置されていますので、何らかの形で検討していければと思います。

<副会長>

ホームページの件ではいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、ではそれ以外をお願いします。

<図書館長>

あと二点ほどございます。

こちらはハンディキャップサービスの部分になりますけれども、マルチメディア版ダイジェーのことにつきまして前回ご質問がありまして、次回資料があればご

用意するとしておりました。また、ハンディキャップの利用者との懇談会についても実施はどうか、というお話がありましたので、合わせてサービス第二係長からお話をいたします。

<サービス第二係長>

まず一点目のマルチメディアデイジーですけれども、こちら全国音訳ボランティアネットワークさんというところのホームページが一番分かりやすかったので、資料としてお手元にご用意させていただきました。

デイジー図書というのは、今までの録音図書がカセットテープからデジタル化されCDで聞けるようになったものですが、それにさらに機能が加わっているマルチメディアデイジーというものがあります。録音図書と最も違う特徴は、音声に文字や画像をシンクロ（同調）させて見ることができる点です。パソコンの画面に文字が出て、今読まれている部分の色が反転したりですとか、たて書きをよこ書きにできたりですとか、文字の大きさもかなり自由に選べるといったように、音声と文字と一緒に見ることができるので、より理解が深まるような、それがマルチメディアデイジーになります。

いまウェブ上で、これを見るための無料のソフトウェアがダウンロードできます。マルチメディアデイジーの資料もいくつか無料で提供されているものがありますので、見ていただくとよく分かるかと思えます。こちらは、前回の協議会でも少しお話がありましたけれども、いろいろな障害によって普通の文字がゆらいで見えたり、鏡文字に見えたりするような障害をお持ちの方にとって、こういった音と映像で同時に理解できるというのは学習効果があるのではないか、ということで最近注目されています。

こちらのマルチメディアデイジーを作るのは、普通の録音図書とはまた違った技術が必要になります。基本計画の中にもマルチメディアデイジーのことは載っておりますけれども、今のところは引き続きデイジー録音図書を作る方の養成がメインになっておりますので、向こう何年かの間でマルチメディアデイジーを作れる音訳者さんやボランティアさんの養成を始めていくようになるかと思っております。市町村の図書館のいくつかで作成していて貸出が可能になっているところもありますので、リクエストがあった時にそういうところからお借りして提供した、ということがありました。

なかなかイメージが湧かないと思いますけれども、もしご興味がありましたらぜひご自宅のほうで、日本障害者リハビリテーション協会情報センターのホームページを開いていただくとマルチメディアデイジーをご覧いただくための無料のソフトウェアがダウンロードでき、無償で提供できる短めの資料もありますので、実際にご覧いただくほうがイメージは湧くと思いますので、試していただければと思います。

もうひとつ、ハンディキャップ利用者の懇談会についてですが、ハンディキャップ利用者の中には寝たきりで外に出られない方が多いのも事実です。そういった方に集まっていただくことを考えると、すぐに開催ということにはいきませんので、引き続き検討課題としたいと思います。

利用状況を聞きますと、宅配や郵送で利用されている方も多いため、どこどこに集まってくださいということもなかなか、ヘルパーさんなどの助けが必要になっているようですので、前回の開催状況も確認しまして検討させていただきたいと思います。いらっしゃるのが難しいということであれば、利用されている方にアンケートを取るですとか、いろいろ手法があると思います。利用者の方の声を聴きたいと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

<副会長>

ありがとうございました。マルチメディアデイジーの関係ですが、いかがでしょうか。

<C委員>

私どもではまったく作っておりませんが、よく図書館に講習で見えるデイジー東京さんでは何人かが作っていらっしゃるようです。ただ、とても大変ということですので、いずれは（立川でも）養成していただかないといけないのかな、という感じがいたしました。

<副会長>

電子化で良くなっている部分もあるんだろうと思います。視覚障害者の方も、こういうのができていく中で情報をたくさん手に入れられるようになりました。その点では歓迎すべき部分があるんでしょうけれども、一方でそれを作る方もいらっしゃるということで、そのご苦労はあるんだろうと思います。

<C委員>

やはり相当時間がないと実践できないのかな、と思います。個人では無理で、行政にお願いしてやっ行ってかないと。以前シンポジウムに行ったときにも、文科省にお願いしないと出来ないかな、というような話をしていましたけれども、大きなところで考えていただけないといけないのかな、と思います。

<副会長>

ありがとうございます。利用者懇談会の件では何かございますか。

<C委員>

私どもの方でも、昨年久しぶりに目の不自由な方との交流会をいたしまして、八人くらい来ていただきました。利用者の方もいろいろな会でなかなかお忙しかったり、手引きの方をお願いしなければならないので出歩くのが大変だったりということだったんですけれども、ぜひ直接お話を聞いてほしいということがありましたので。

図書館でも前にやって下さったときには、三人くらいしかいらっしやらなかったんですね。利用者の方も、「それできっとやらなくなったのかな」というようなことをおっしゃっていました。

<副会長>

宅配をしていると、行った先でいろいろな情報を聞いて来られますので、宅配というのはそれ自体がひとつのメリットで、直接その方といろいろお話ができるという、そこがいいところかなと思います。

<C委員>

そうですね。読むだけ、聞くだけ、というふうに分かれてしまうと、私たちの思いが伝わらない。やはり、面と向かってお話をするのは大切だと思います。今はちょうど過渡期で、デイジーで聞きたいという方とカセットテープで聞きたいという方の両方がいて、大変なところです。

<副会長>

私も最初は障害者サービスの担当をしておりましたけれども、宅配に行くといろいろなお話できました。

<C委員>

そういうお付き合いがだんだんなくなってきました。利用者の方々も会がいろいろできてしまって、ひとつの組織ではなくなっています。ご連絡するのも大変、という感じです。

<副会長>

ありがとうございました。こちらに関してはまた開催や情報交換をしていただければと思います。

### 3 その他

<副会長>

それでは、報告事項の「その他」は終わっておりますけれども、議事の「その他」のほうになります。こちらは事務局のほうからお願いします。

<図書館長>

はい。次回からの図書館協議会の進め方でございますが、図書館基本計画に関して今回は図書館の将来像のところまでで、個別の具体的な計画についてはまだ細かく見ていっていない状況です。次回からはこちらについて、一項目ずつになるのか、特に注意を払いたい項目を重点的に見るのか、そのあたりを話し合っただけであればと思います。

実は、図書館基本計画をはじめとして各課で作成している個別計画について、3

月末を目途に各課で進捗状況表を作成することとなりました。次回は4月開催を予定しておりますが、その段階でこちらの業務計画70数項目については、3月末時点での進捗状況も合わせてご提示できるかと思えます。それに基づいて、図書館協議会として評価をしていただければと思います。

ただ、このあたりが今後どう展開するのかというのは、副会長が他の自治体で進捗管理のご経験があるようですので、ぜひそういったところのアドバイスも聞きながら模索していきたいと思っております。以上です。

<副会長>

確認ですが、先ほどの『望ましい基準』などに出てきている評価の件を、第三者評価として図書館協議会の中でやってください、というような話になるのでしょうか。

<図書館長>

はい。いかがでしょうか、ということです。

<副会長>

いま、図書館に関しての外部評価というのを（他の自治体で）やっていて、私も外部評価委員としてちょっとしたコメントをしているんですけども、それをもう少し多くの、組織の中でやるというようなことで、図書館協議会がやる場所も出てきているんですが、そのスタイルでやってもらいたいという話ですね。

<図書館長>

はい。進捗状況の評価、それからそこから出てきた課題を次期の計画に反映という形でつなげて行ければと思います。

<副会長>

評価をするときには、内部評価をまずやって、そこで出てきた内部評価の報告を我々が読んで外部評価という形で報告していく、というような形になります。このあたり、何かご質問はありますかでしょうか。

<A委員>

先ほどの指定管理に対しての外部評価とは、また別なんですよ。

<副会長>

これについては、基本計画に沿った項目が出てきて、それに対して図書館の内部評価があって、それに対して外部評価というのを作ります。

<A委員>

評価できるのでしょうか、私たちで。

<副会長>

ものすごく大変です。

<図書館長>

全項目というのではなく、図書館計画において課題に挙がっているポイントに

絞るですとか、そういうやり方もあります。

<副会長>

町田市さんは非常に細かくやっています。基本計画の中身を全部抽出して、内部評価をして、おそらく協議会がやっているんだと思いますが外部評価も出しています。それから、私が関わっているのが千葉市です。町田と同じように全部の項目を出して、内部評価を出して、協議会に対して外部評価の依頼をするという形です。ただ、毎回全員集まるわけにもいきませんから、部会というものを作らせていただいて三人——今は四人を集めて全部中身を読んで、それにコメントを入れたものを持ち寄って、すり合わせをして外部評価というものをつけて一項目ずつ全部書いていくようになります。最初は五段階評価だったんです。

<図書館長>

段階も入れるんですか。

<D委員>

簡条書きでやるんですか？

<副会長>

全部の項目に評価線があり、「充足できた」とか「まだ充足されていない」とかいったような形です。ただ、五段階評価というのは大変なので、現在はABCの三段階評価でやっています。

<A委員>

震災の前にあった講演会で聞いた内容ですが、国分寺もABCでした。

<会長>

第三者評価というのは難しいですね。指定管理者については第三者評価委員会ができていますが、指定管理者以外の行政の第三者評価というのもできて、私もメンバーになっています。第1回の会合では、第三者委員会で何をどう評価するか、そこが絞りきれないんですね。指定管理者のほうも一般行政のほうも、三月議会までには一定の方向が出るとお思いますので、そこでの評価の仕方と整合性を取ったほうがいいでしょうね。

あと、私は国分寺市の行政改革推進委員もやっております、国分寺でも一般行政についての第三者評価を初めてやったんですね。2時間以上かけて「何をやるのか」という話をしましたが、なかなか詰め切れませんでした。ひとつひとつの事業で内部評価を受けて第三者評価をするとすると、事業の深い部分まで実際は分からないですね。それで評価をしろと言われても難しいところです。何をどのように進めていくか、入口で少し整理をする必要がありますね。市の職員のほうも初めてで、こうすべきだというのはなかなか出しにくいとお思いますから。

<副会長>

のめり込んでいくと、評価のための評価ということにもなってしまいがちです。

あまり時間をかけていると、評価に時間を取られて普通の業務ができなくなってしまい本末転倒、ということになりかねません。

あと私は短期大学の評価委員もしています。短期大学は7年に1回評価を受けなければいけないんですが、私が入っているところは「こういう形で評価しなさい」というマニュアルが全部できています。それから評価する人の姿勢として、「批判するだけではなく改善するためにどうしたらいいのか」というのをきちんと提言しなさい、という決めのようなものを作っています。こういう大元の決めがあって、マニュアルがあって、評価項目ができていくというような構成です。

<図書館長>

私のほうのイメージなんですけれども、評価の一つ手前のレベルかもしれませんが、進捗状況含めて図書館協議会の意見やコメントですとか、特に付しておきたいコメントだけをつけておくようなものを考えています。ランキングまで評価するのは難しい部分がありますので、進捗状況に関して早い遅いとかではなく、「この部分にもっと力を入れるべきではないか」というような、評価とはいかないけれども意見具申に近いレベルで図書館協議会としてのコメント・意見なども、もし頂戴できればお伺いしたいと思っております。

<副会長>

やってみる中で見えてくる、というのはあるかも知れませんね。

<図書館長>

ちなみに部会というのは何回くらいやるのでしょうか。

<副会長>

私を取りまとめでしたので、まず私が全部評価をしてコメントを書いて、みなさんに集まっていたいただいて読み合わせをして、そこで出たものを持ち帰って調整をかけて、という感じで部会だけでも4回くらいやっています。やはり集まってもらわなければいけませんし、お金が出る・出ないという話も出てきますので。

千葉市の場合、協議会は年2回しかなく、年2回じゃ何もできないと以前から言っているんですが、予算がつかないからということです。その代わりに、部会については開ける予算をつけますということで、つけてもらっています。

<図書館長>

次回については、進捗状況表はお出しできると思います。合わせて、もし可能であればそういう取り組みをしている他市の図書館協議会について、情報が入るようでしたらお知らせしたいと思います。

<副会長>

委員の皆さまから、いまの評価の関係で何かございますか。

<D委員>

我々が提案するよりも、そちらから何か「こういう問題があるんだよ」として

もらったほうが、意見として言いやすいですね。叩き台を作ってもらわないとダメだと思います。

< E 委員 >

私も学校のほうで評価にはいつも苦勞している立場ですので、ここでもまたやるのか、という感じもしているんですが、それはそれとして……

大変ではありますけれども、具体的な話題として次回提示していただければ意見を言いやすいので、期待をしております。どうぞよろしく願いいたします。学校との連携ですとか、そういった分野でもお話ができればと思っております。

< 副会長 >

先ほどの『望ましい基準』の中でも、それから『これからの図書館像』の中でも、学校との連携というのは大変いま重要視してきていますので、そういう意味で先生からのご意見というのは大切かと思えます。

他によろしいでしょうか。会長の方からは何かございますか。

< 会長 >

できましたら、次回は長期総合計画の策定と個別計画の策定の関連ですね、そのスケジュールをどのように考えているのかをお願いします。それと今度移転する柴崎図書館ですか、あれの図面はもらってましたでしょうか。

< 図書館長 >

この会ではお渡ししていませんでしたね。

< 会長 >

ちょうど我々の任期が過ぎた直後に完成するんですよね。別件ですけども。

< 副会長 >

今日無かった地区館見学というのは、またどこかでやっていただけるのでしょうか。次回でなくても構いませんが、それも含めてどこかで考えていただけると。

< 図書館長 >

はい。会長からもご意見をいただいておりますが、やはり地区館見学ですと1時間では難しいという事情がありますので、2時間程度時間を取ってですね、直営館と指定管理館の両方を見学できるような検討をして行こうかと思えます。

< 副会長 >

それでは、本日18期の第3回の協議会は以上で終わりたいと思います。

次回の日程ですが、現在のところは4月19日金曜日の午後2時からということですのでよろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。